

## 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

## (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、平成 16 年 3 月に島内 10 市町村が合併し、約 7 万人であった人口が、現在では 50,359 人（令和 5 年 2 月末日時点）となり、毎年約 1,100 ずつ人口減少が進んでいる。人口減少の内訳は、自然減が約 900 人（令和元年 10 月 2 日～令和 2 年 10 月 1 日）であり、若年層の減少による出生数の減少と著しい高齢化に伴う自然減が大きく影響している。また、社会減は約 200 人（令和元年 10 月 2 日～令和 2 年 10 月 1 日）であり、本市は高校卒業後の進学先が少ないことから、若者の島外転出が大きな要因となっている。

## 佐渡市の男女別人口推移（単位：人）

年度	男	女	合計
平成 17 年度	32,136	35,250	67,386
平成 22 年度	30,017	32,710	62,727
平成 27 年度	27,450	29,805	57,255
令和 2 年度	24,881	26,611	51,492

※出典 国勢調査

## 佐渡市の年齢 3 区分別人口推移（単位：人）

年度	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	合計
平成 17 年度	8,069	35,799	23,518	67,386
平成 22 年度	7,041	32,515	23,171	62,727
平成 27 年度	5,986	28,126	23,143	57,255
令和 2 年度	5,143	24,279	22,070	51,492

※出典 国勢調査

就業者数については、令和 2 年度年度国勢調査では 26,029 人であり、産業別の構成比は第 1 次産業が 4,666 人（18.0%）、第 2 次産業が 4,036 人（15.6%）、第 3 次産業が 17,235 人（66.4%）である。令和元年度新潟県市町村民経済計算による産業別総生産額では、第 1 次産業が約 79 億円（4.6%）、第 2 次産業が約 231 億円（13.6%）、第 3 次産業が 1,386 億円（81.4%）の構成比となっており、10 年前の総生産額と比較して約 10%減少し、市内産業全体が停滞傾向にある。

製造業関係においては、原料の高騰や景気の減衰などの要因による事業所数の減少に伴い、従業員数及び出荷額も減少傾向にある。

また、若年層の島離れ等から、労働力不足が深刻化しており、就業者確保対策とあわせ、地域資源等を活用した新たな産業の創出や農商工・異業種連携、生産性向上設備の導入等による市内産業の活性化が必要である。

佐渡市の産業別就業人口の推移（単位：人・％）

年度	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
平成17年度	8,789	24.2	7,777	21.4	19,711	54.3
平成22年度	6,944	21.9	5,898	18.6	18,557	58.5
平成27年度	5,862	20.2	4,885	16.8	18,248	62.7
令和2年度	4,666	18.0	4,036	15.6	17,235	66.4

※出典 国勢調査（分類不能就業者含まず）

佐渡市の市町村民経済計算の推移（単位：百万円・％）

年度	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	生産額	構成比	生産額	構成比	生産額	構成比
平成16年度	9,102	4.1	53,257	24.0	158,765	71.6
平成21年度	9,202	4.9	33,410	17.8	144,248	76.8
平成26年度	7,732	4.3	28,068	15.6	142,040	79.1
令和元年度	7,875	4.6	23,105	13.6	138,586	81.4

※出典 新潟県市町村民経済計算

佐渡市の従業員4人以上の製造業事業所の状況（単位：所・人・万円）

年度	事業所数	従業者数	製造品出荷額
平成22年度	106	2,024	2,314,487
平成24年度	93	1,602	1,836,737
平成26年度	87	1,505	1,789,287
平成30年度	80	1,266	1,587,709
令和2年度	71	1,146	1,392,500

※出典 工業統計調査

## （2）目標

中小企業者の設備投資を後押しし、本市の重要課題である人口減少に伴う労働力不足と労働生産性の改善を図り、市内産業の活性化に向けて、年10件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

## （3）労働生産性に関する目標

先端設備等を導入した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は製造業、小売業、サービス業、宿泊業等、多様な業種が市内の経済及び雇用を支えているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

当市の産業は、平野部の他、海岸部及び山間部等、広域に立地し、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は市内全域とする。

### （2）対象業種・事業

当市の産業は製造業、小売業、サービス業、宿泊業等、多様な業種・事業が市内の経済及び雇用を支えており、広く中小企業者の生産性向上を実現するため、本計画は全業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間とする。

### （2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗状況等を報告することとする。